

●周南市地産地消推進協議会委員の今後の主な役割について

	項目	内容
現	地産地消促進計画の策定に関する審議	第4次計画は策定しないため、協議会の会議による審議は行わない。 R7からは、市のまちづくり総合計画に基づき運用していく。
	しゅうなんブランド認定の審査	認定制度から登録制度に変えるため、従来のような委員による審査ではなく、事務局で書類審査し決定する。
新	しゅうなんブランド選考品の選考に関すること	テーマや募集要件を設定する。 また、選考会で選考品を選考する。
	選考品等のPR・販売促進への協力	委員がそれぞれの分野において、選考品をはじめとした地域製品のPR・販売促進を行う。
継	地産地消普及活動やイベントの周知等への協力	事務局から協力依頼や情報提供を行うので、随時ご協力いただく。

●上記を踏まえた周南市地産地消推進協議会の体制について

